

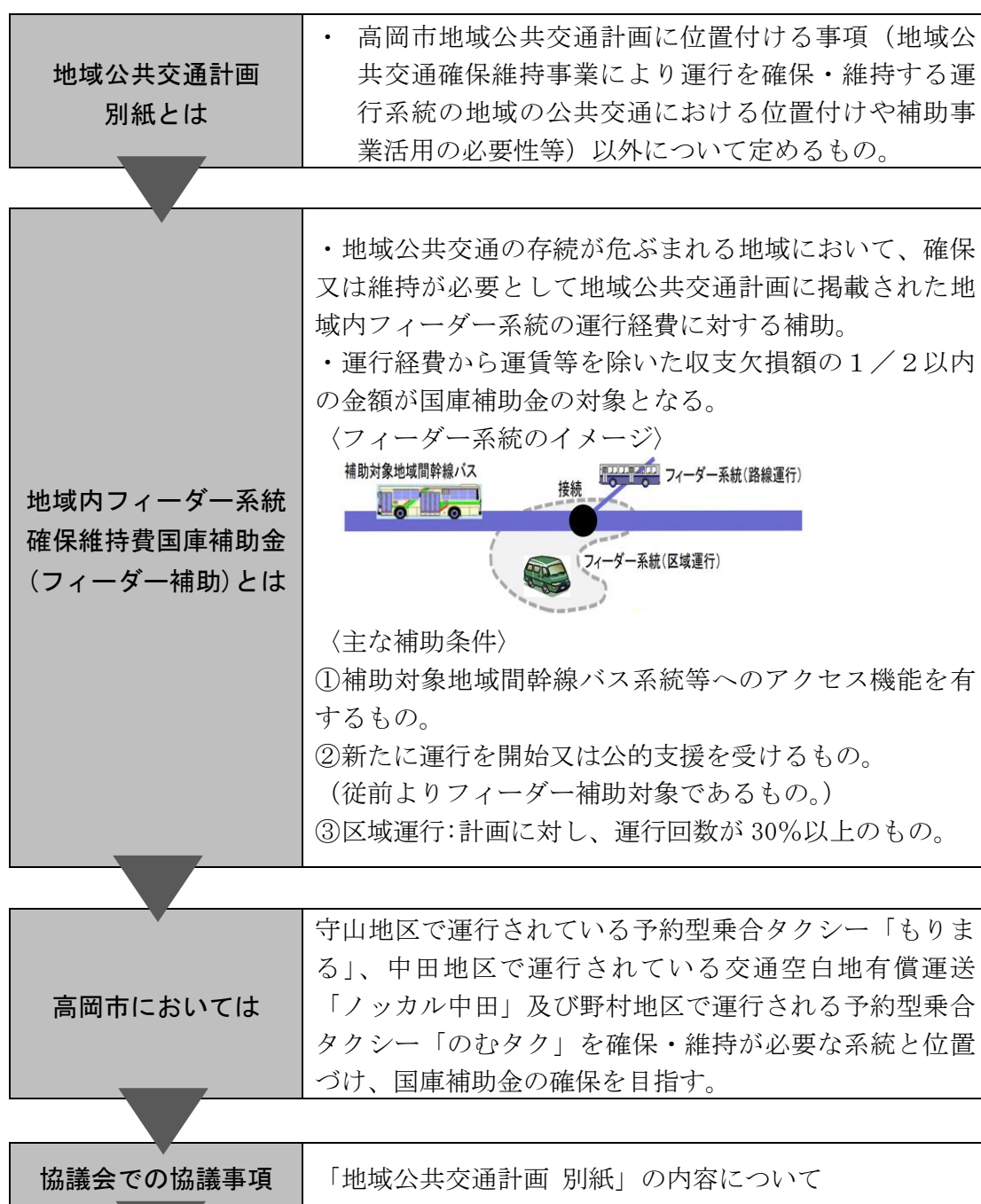
高岡市地域公共交通計画 別紙（令和 7 年度）の認定申請について

1 協議概要

現在、国の補助対象路線の適用を受けている系統が引き続き国からの支援を受けるためには、毎年 6 月末までに、事業に係る目標や取組みを定めた「地域公共交通計画 別紙」を作成し、本協議会で協議を整えた上で、認定申請を行う必要があることから、令和 7 年度運行計画（期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）の内容について協議する。

※令和 6 年度運行までは、フィーダー補助を受ける際、国土交通省に「地域内フィーダー系統確保維持計画」を認定申請していたが、国の補助要綱改正により令和 7 年度計画以降は、「地域公共交通計画 別紙」を認定申請することとなった。

2 「地域公共交通計画 別紙」の計画認定申請の流れ



協議後の手続き	本会議での合意形成後、国土交通大臣に対し「地域公共交通計画 別紙」の認定を申請。（計画内に当会議で合意形成を得られた旨を記載）
---------	---

3 高岡市地域公共交通計画 別紙の概要について

(1) 目的・必要性

〈守山地区〉

守山地区では、地域の交通課題である「冬季期間中の中学生の通学手段の確保」と「高齢者の移動手段の確保」のため、令和4年9月より予約型乗合タクシーの運行を行っている。

〈中田地区〉

中田地区は、町部と山間部から成る地域である。町部ではバスが運行されているが、山間部までは路線が届いていないことから、令和5年11月より高齢者や学生を中心に、居住地区から町中心部や、最寄りのバス停、駅までの移動手段を確保するため、マイカーを活用した乗合交通サービス「ノッカル中田」を運行している。

〈野村地区〉

野村地区は、平成30年度末に地区を走るバス路線が1路線のみとなった。住民へのアンケート調査を実施し、地区に新しい公共交通が必要という結果を受けて、令和6年7月より予約型乗合タクシーを運行する。

(2) 定量的な目標

〈守山地区：地域タクシー「もりまる」〉

利用者数	年間利用者数を790人以上とする。 (春・夏・秋季50人／月以上、冬季130人／月以上)
乗合率	春・夏・秋季1.6人以上、冬季2.8人以上

〈中田地区：ノッカル中田〉

利用者数	年間利用者数を240人以上（20人／月以上）とする
乗合率	1.1人以上

〈野村地区：地域タクシー「のむタク」〉

利用者数	年間利用者数を816人以上（68人／月以上）とする。
乗合率	1.2人以上

(3) 目的を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デジタルを活用した市民協働型地域交通システムの利便性向上

地域住民や交通事業者、民間事業者と連携し、デジタル技術（MaaS）を活用した予約、配車のサービス充実など、市民協働型地域交通システムの利便性向上に取り組む。（高岡市、守山地区連合自治会、中田地区コミュニティ協議会、野村地区まちづくり協議会、交通事業者）

(4) 運行系統の概要及び運行者

〈守山地区〉

系統名	地域タクシー「もりまる」
運行者	高岡交通株式会社
運行内容	ア 守山地区と万葉線「志貴野中学校前」電停付近 月曜日～金曜日 1日2便（往路・復路各1便） イ 守山地区と万葉線「米島口」電停付近 火曜日～金曜日 1日2便（往路・復路各1便） ウ 守山地区と万葉線「江尻」電停付近 火曜日～金曜日 1日2便（往路・復路各1便） ※予約があったものについてのみ運行。 ※いずれの便も年始（1/1～1/3）は運行しない
運行形態	区域運行

〈中田地区〉

系統名	ノッカル中田
運行者	中田地区コミュニティ協議会
運行内容	月曜 21 便、火曜 23 便、水曜 24 便、木曜 21 便、 金曜 23 便、土曜 16 便、日曜 16 便 ※予約があったものについてのみ運行。 ※いずれの便も年始（1/1～1/3）は運行しない
運行形態	区域運行

〈野村地区〉

系統名	地域タクシー「のむタク」
運行者	高岡交通株式会社
運行内容	月曜～金曜（祝日も運行） 1日6便 ※予約があったものについてのみ運行。 ※いずれの便も年始（1/1～1/3）は運行しない
運行形態	区域運行

(5) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

〈守山地区・野村地区〉

運行主体（守山地区連合自治会、野村地区まちづくり協議会）から運行事業者に対し、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を負担する。国庫補助金及び県補助金は高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「活性化再生法法定協議会」という。）が交付を受け、運行主体へと交付する。高岡市から運行主体への補助金額については、運行に係る経費の1/3、経費から運賃収入並びに国庫補助金及び県補助金を減じた額、又は1,000千円のうち低い金額を限度として、負担することとしている。

〈中田地区〉

国庫補助金及び県補助金は活性化再生法法定協議会が交付を受け、運行主体（中田地区コミュニティ協議会）へと交付する。高岡市から運行主体への補助金額については、運行に係る経費の1/2、経費から運行収入並びに国庫補助金及び県補助金を減じた額、又は2,000千円のうち低い金額を限度として、負担することとしている。

令和6年6月 日

高岡市地域公共交通活性化推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

高岡市では、平成27年3月に北陸新幹線が開業し、広域交通を担っているほか、高岡駅を中心とした鉄軌道による交通軸が形成されており、東西に延びるあいの風とやま鉄道、市街地南部をＪＲ城端線、北部をＪＲ氷見線が運行している。また、市街地北部には路面電車である万葉線が運行している。

バス交通としては、加越能バス、富山地方鉄道バスの路線バスが高岡駅や新高岡駅を起点として放射状に運行されているほか、高岡市公営バス、地域バスが運行されている。

また、主要な駅にはタクシーが配車され、タクシーによる輸送サービスも行われている。

そうした中で、交通資源を有効に活用し、中心市街地と周辺市街地をつなぐ鉄軌道や地域間バスなどの骨格的公共交通を維持するとともに、これらと地域とを地域が主体となって運行する「市民協働型地域交通システム」によって繋ぐことで、市域全体の移動利便性を高め、市民が安心・快適に暮らし続けられる、持続可能な地域社会の実現を目指している。（高岡型コミュニティ交通）

市民協働型地域交通システムの導入

・ 守山地区：地域タクシー「もりまる」 ※4条乗合（区域運行）

守山地区では、令和2年より地区内を運行していた加越能バス「五十里循環線」ほか2路線が利用者の減少により廃線となり、地区内で比較的人口の多い集落等の半径1km以内に公共交通がない状態となった。そのため、地域の交通課題である「冬季期間中の中学生の通学手段の確保」と「高齢者の移動手段の確保」を目的に、予約型乗合タクシーの運行を開始した。

地域公共交通確保維持事業により、予約型乗合タクシーの運行を継続しつつ、域内を運行する地域間幹線系統である加越能バス「守山経由氷見線」へ接続することによって、地区住民の移動利便性の向上と地域公共交通の維持・確保を図る。

・ 中田地区：「ノッカル中田」 ※事業者協力型自家用有償旅客運送（区域運行）

高岡市中田地区は町部と山間部から成る地域である。町部では、加越能バス「済生会中田団地線」が運行されているが、山間部までは路線が届いていないことから、高齢者や学生を中心に、居住地区から病院、スーパー等がある町中心部や、最寄りのバス停、駅までの移動手段を確保するため、マイカーを活用した乗合交通サービス「ノッカル中田」の運行を開始した。

地域公共交通確保維持事業により、事業者協力型自家用有償旅客運送の運行を継続しつつ、域内を運行する地域間幹線系統である加越能バス「済生会中田団地線」を接続させることによって、地区住民の移動利便性の向上と地域公共交通の維持・確保を図る。

・ 野村地区：地域タクシー「のむタク」 ※4条乗合（区域運行）

平成30年度末に加越能バス「石瀬・牧野・海王丸パーク線」が廃線となり、高岡市野村地区はバス路線が富山地鉄バス「富山—高岡線」のみとなった。令和3年度に野村地区まちづくり協議会において、アンケート調査を実施し、地区の公共交通に不便を感じている、新たな移動手段の確保が必要との回答があったことから、予約型乗合タクシーの運行を開始した。

地域公共交通確保維持事業により、予約型乗合タクシーの運行を継続しつつ、域内

を運行する地域間幹線系統である富山地鉄バス「富山—高岡線」への接続することによって、地区住民の移動利便性の向上と地域公共交通の維持・確保を図る。

(高岡市地域公共交通計画 p29.30参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持事業の対象となる3つの系統は、デマンド式の運行形態で、利用者が増加するほど(≡運行回数が増加するほど)、運行経費が増加し、財政負担が大きくなるスキームとなっている一方、地区住民の移動手段を確保することを目的とし、利用者の増加を目指している。

そのため、目標値としては、利用者数及び乗合率を設定する。

・地域タクシー「もりまる」

利用者数	年間利用者数を790人以上とする。 (春・夏・秋季50人／月以上、冬季130人／月以上)
乗合率	春・夏・秋季1.6人以上、冬季2.8人以上

・「ノッカル中田」

利用者数	年間利用者数を240人以上(20人／月以上)とする
乗合率	1.1人以上

・地域タクシー「のむタク」

利用者数	年間利用者数を816人以上(68人／月以上)とする。
乗合率	1.2人以上

(2) 事業の効果

市民協働型地域交通システムの導入・維持により、車を持たず、移動に困難を感じる高齢者・学生等の日常生活において必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することや、システムを利用して予約方法を改善することにより公共交通の利便性が向上し、市内公共交通の活性化が見込まれる。さらには、住民の外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・デジタルを活用した市民協働型地域交通システムの利便性向上

地域住民や交通事業者、民間事業者と連携し、デジタル技術(MaaS)を活用した予約、配車のサービス充実など、市民協働型地域交通システムの利便性向上に取り組む。(高岡市、守山地区連合自治会、中田地区コミュニティ協議会、野村地区まちづくり協議会、交通事業者)

※高岡市地域公共交通計画 p27 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

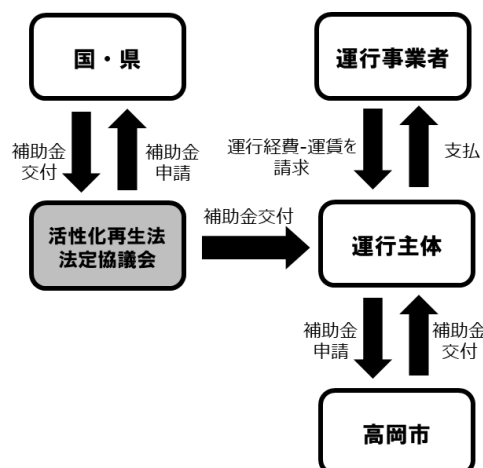
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

・ 守山地区、野村地区

運行主体（守山地区連合自治会、野村地区まちづくり協議会）から運行事業者に対し、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を負担する。国庫補助金及び県補助金は高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「活性化再生法法定協議会」という。）が交付を受け、運行主体へと交付する。高岡市から運行主体への補助金額については、運行に係る経費の1/3、経費から運賃収入並びに国庫補助金及び県補助金を減じた額、又は1,000千円のうち低い金額を限度として、負担することとしている。（下図参照）

・ 守山地区運行費用総額（見込み） 2,638,000 円

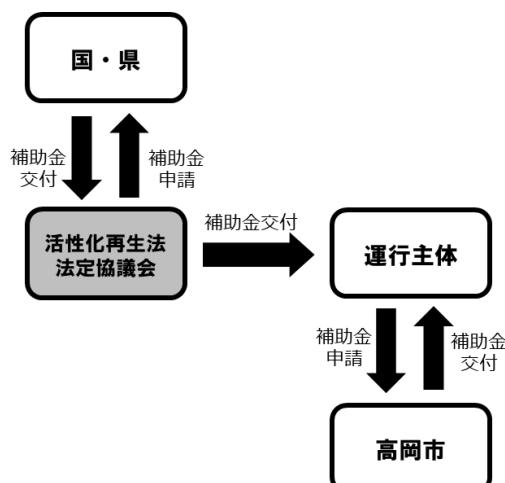
・ 野村地区運行費用総額（見込み） 3,598,200 円



・ 中田地区

国庫補助金及び県補助金は活性化再生法法定協議会が交付を受け、運行主体（中田地区コミュニティ協議会）へと交付する。高岡市から運行主体への補助金額については、運行に係る経費の1/2、経費から運行収入並びに国庫補助金及び県補助金を減じた額、又は2,000千円のうち低い金額を限度として、負担することとしている。（下図参照）

・ 中田地区運行費用総額（見込み） 905,000 円



6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

数値指標によるモニタリング・評価の実施

- ・ 毎月、①運行日数 ②運行回数 ③乗車人数 ④乗合率をデータ収集
- ・ 利用者アンケートの実施（車内聞き取りアンケート）
- ・ 利用状況や利用者の声をもとに、随時、評価及び見直しを行う。

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年 月 日 本計画策定に係る協議（書面開催）を実施し、合意を得た。
19. 利用者等の意見の反映状況
守山地区において、住民の外出先と移動手段を把握するため、令和3年6月に守山地区連合自治会に加入している791世帯を対象にアンケート調査を実施した。地域の移動について、①冬季期間中の志貴野中学校への通学手段の確保、②最寄りのバス停が遠くなったことによる高齢者の外出機会の減少と家族送迎の負担増（買い物、通院）に対し、新たな移動手段導入への要望が大きかったため、その点に重点を置いた計画とした。また、利用者の意見を反映し、運行ダイヤの見直しや、電話予約の煩雑さを改善するためにデジタル技術を活用する等の取り組みを行っている。 中田地区においては、令和3年3月に、中田地区連合自治会に加入する1,695世帯を対象に「加越能バス済生会中田団地線利用促進キャンペーン」事後調査アンケートを実施し、バスの利用等について住民の要望調査を行った。また、令和4年6月から7月にかけて、中田地区内16単位自治会（752世帯）の住民を対象に、外出先と移動手段を把握する聞き取り調査を実施した。調査の結果、高齢者や学生を中心に、居住地区から病院、スーパー等がある町中心部や、最寄りのバス停、駅までの移動の需要が明らかとなったため、その点に重点を置いた計画とした。また、利用者の意見を反映し、運行ダイヤの見直しや、電話予約の煩雑さを改善するためにデジタル技術を活用する等の取り組みを行っている。 野村地区においては、令和3年9月に野村地区連合自治会に加入する6,256世帯を対象にアンケート調査を実施した。7割を超える世帯が新しい公共交通を導入して地域住民の移動手段を確保すべきと回答し、高齢者を中心に、日常の通院、買い物、最寄りの公共交通までの移動の需要が明らかとなったため、その点に重点を置いた計画とした。また、利用者の意見を反映し、運行ダイヤの見直しや、電話予約の煩雑さを改善するためにデジタル技術を活用する等の取り組みを行っている。 今後とも地域において、利用実績やアンケート調査・住民への聞き取り調査の結果をふまえ運行の見直しを検討する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 富山県高岡市広小路7番50号

(所 属) 高岡市未来政策部総合交通課

(氏 名) 窪田 真治、番井 真由香

(電 話) 0766-20-1139

(e-mail) kotsu@city.takaoka.lg.jp

高岡市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
高岡市地域公共交通計画（本編）P29
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
高岡市地域公共交通計画（本編）P30
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
高岡市地域公共交通計画（本編）P30
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
高岡市地域公共交通計画（本編）P35～37

【施策２－２ 市民協働型地域交通システムの普及拡大】における、高岡市地域公共交通計画と地域公共交通確保維持事業（国の補助制度）との連動化について

●補助系統の地域公共交通における位置づけ・役割

	系統	位置づけ・役割	確保・維持策
骨格的公共交通	地域間幹線系統バス 路線バス６系統（脇・守山經由氷見・新高岡守山經由氷見・伏木經由氷見・済生会中田団地・富山-高岡線） 青系統	高岡駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点をつなぐ。	加越能バス株式会社及び富山地方鉄道株式会社と協議の上、一定以上の運行水準を確保。
市民協働型地域交通システム	地域タクシー「もりまる」 【４条乗合（区域）】 赤系統	市内地域を運行し、骨格的公共交通や軸となる地域生活拠点に接続する。	守山地区連合自治会、高岡交通株式会社及び高岡市が連携・協議の上、一定以上の運行水準を確保。 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。
	ノッカル中田 【事業者協力型自家用有償運送（区域）】 緑系統	市内地域を運行し、骨格的公共交通や軸となる地域生活拠点に接続する。	中田地区コミュニティ協議会、高岡交通株式会社及び高岡市が連携・協議の上、一定以上の運行水準を確保。 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。
	地域タクシー「のむタク」 【４条乗合（区域）】 橙系統	市内地域を運行し、骨格的公共交通や軸となる地域生活拠点に接続する。	野村地区まちづくり協議会、高岡交通株式会社及び高岡市が連携・協議の上、一定以上の運行水準を確保。 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。

運行系統図

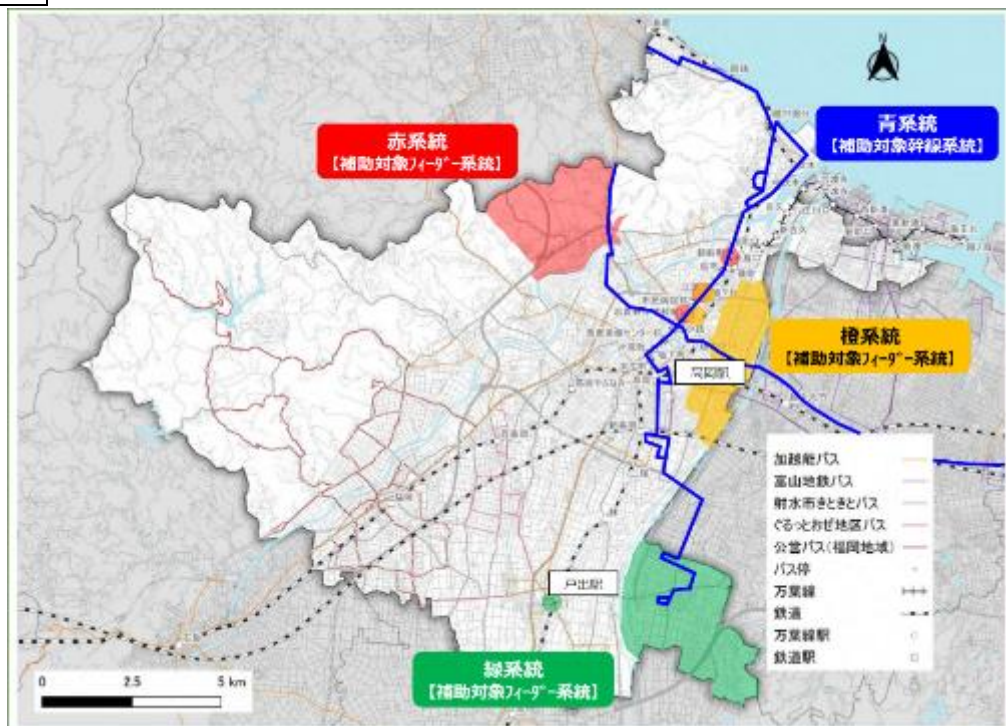


図 高岡市のフィーダー系統位置図

● 地域公共交通確保維持事業の必要性

・地域タクシー「もりまる」（守山地区）

守山地区は、令和2年より、地区内を運行していた加越能バス「五十里循環線」ほか2路線が利用者の減少により廃線となり、地区内で比較的人口の多い集落等の半径1km以内に公共交通がない状態となりました。そのため、地域タクシー「もりまる」は、地域住民に必要な「冬季期間中の中学生の通学手段」と「高齢者の移動手段」としての役割を担うとともに、脇線、守山経由氷見線、新高岡守山経由氷見線及び伏木経由氷見線への接続により、広域への移動も可能とするなど、これらの地域間幹線系統を補完する欠かせない路線となっています。

一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

・事業者協力型自家用有償旅客運送「ノッカル中田」（中田地区）

中田地区は、町部と山間部からなる地域で、町部では、加越能バス「済生会中田団地線」が運行されていますが、山間部まで路線が届いていません。

このことから、高齢者や学生を中心に、居住地区から病院やスーパー等のある町中心部や、最寄りの公共交通機関への移動手段として、自家用車を活用した乗合交通サービス「ノッカル中田」が運行されています。「ノッカル中田」は済生会中田団地線への接続により、広域への移動も可能であることから、地域間幹線系統を補完する欠かせない路線となっています。

一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

・地域タクシー「のむタク」（野村地区）

野村地区では、平成30年度末に加越能バス「石瀬・牧野・海王丸パーク線」が廃線となり、バス路線が富山地鉄バス「富山—高岡線」のみとなりました。令和3年度にアンケート調査を実施し、地区の公共交通に不便を感じている、新たな移動手段の確保が必要との回答があったことから、「地域タクシーのむタク」が導入され、運行されています。

地域タクシー「のむタク」は、高齢を中心に、新たな移動手段としての役割を担うとともに、富山—高岡線への接続により、広域への移動も可能とするなど、これらの地域間幹線系統を補完する欠かせない路線となっています。

一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

● 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
地域タクシー 「もりまる」 (赤系統)	守山地区			4条乗合	区域運行	守山地区連合自治会（運行は交通事業者）	フィーダー補助
ノッカル中田 (緑系統)	中田地区			79条（事業者協力型交通空白地有償運送）	区域運行	中田地区コミュニティ協議会	フィーダー補助
地域タクシー 「のむタク」 (橙系統)	野村地区			4条乗合	区域運行	野村地区まちづくり協議会（運行は交通事業者）	フィーダー補助

● 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果について

本市が進める市民協働型地域交通システムは、地域ごとに異なる移動ニーズや交通課題に対して最適な交通モードを、住民が主体となって導入していく取り組みです。地域の実情や導入される交通モードに応じて、事業の目標となる利用者数や利用率、地域負担額等が異なるほか、市の財政負担額も変動することから、毎年地域ごとに運行の実績等を運行実施主体からの報告により正確に把握したうえで定量的な目標を設定し、効果を測定していく必要があります。このため、毎年協議会にて協議の上、補助系統ごとの目標・効果を定めます。

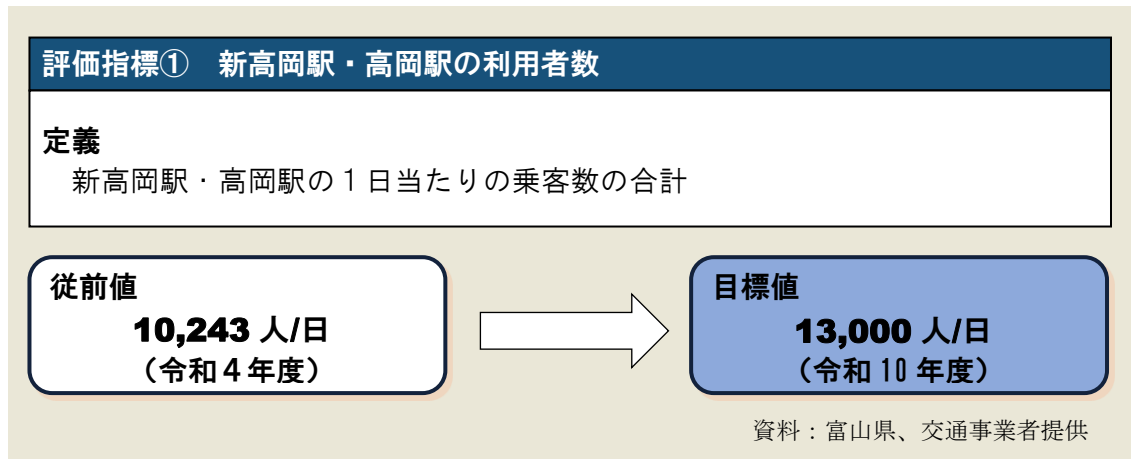
1-1 評価指標（目標値）

高岡市地域公共交通の計画目標について、計画期間中の事業進捗の目安とするため、以下のとおり評価指標（目標値）を設定します。

【基本方針1】都市の成長を高める広域交通体系の構築

計画目標：新高岡駅・高岡駅の利用者数の増加

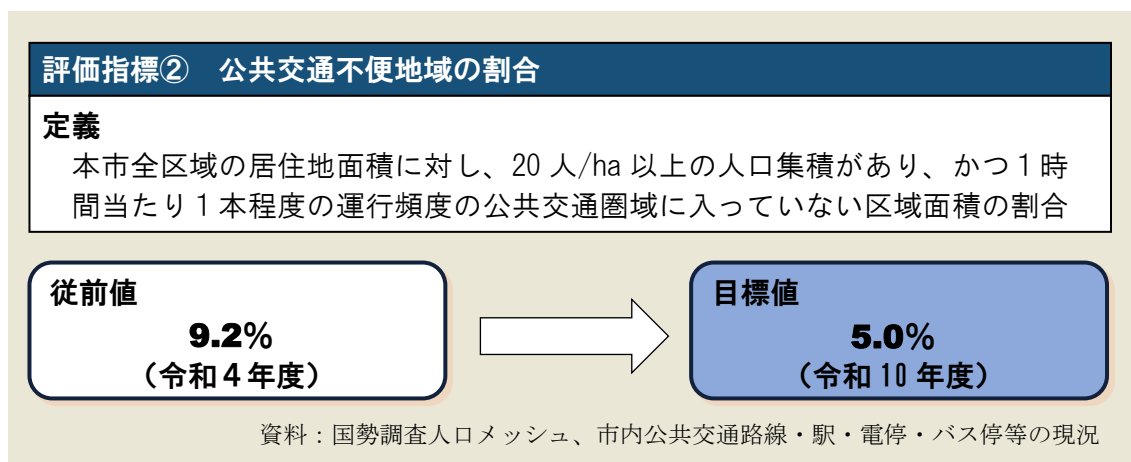
基本方針1では、広域交通拠点としての機能の充実、利便性の向上を目指しています。このため、新高岡駅・高岡駅の利用者数を評価指標（目標値）とします。



【基本方針2】交通資源のフル活用による市内の移動利便性の確保

計画目標：公共交通不便地域の解消

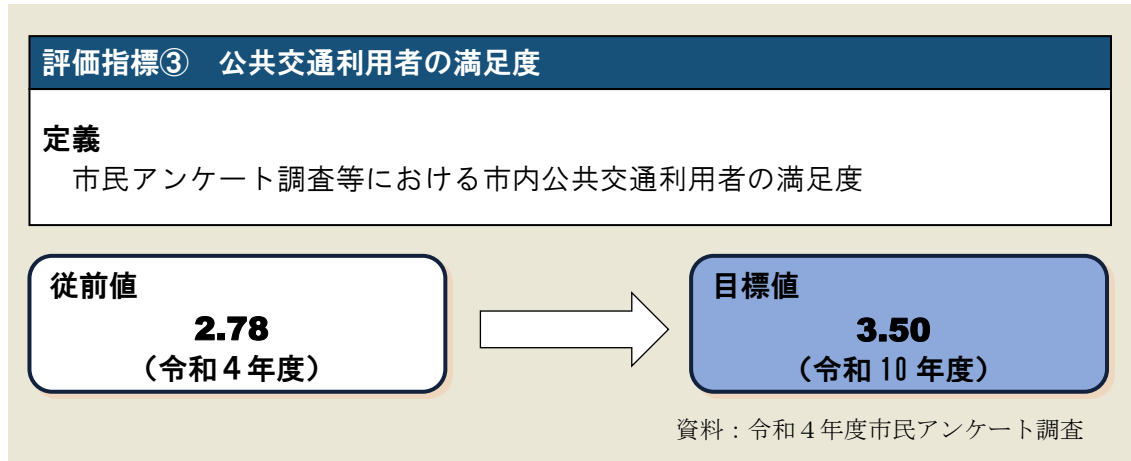
基本方針2では、市内の交通資源をフル活用することで、市域全体の移動利便性の確保を目指しています。このため、公共交通不便地域の割合を評価指標とします。



【基本方針3】交通DX推進等によるサービス水準の向上と安全・安心な交通環境の維持

計画目標：公共交通利用者の満足度の向上

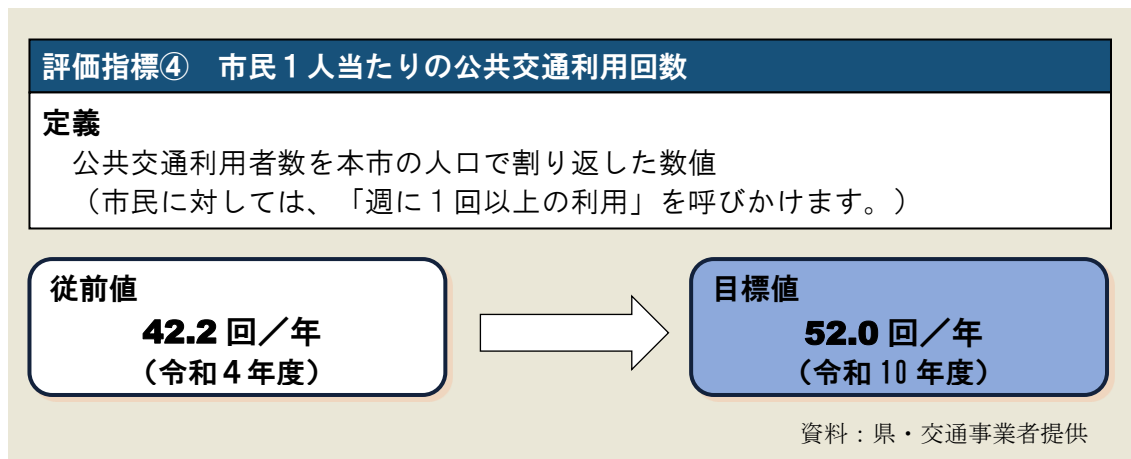
基本方針3では、交通モード間の乗り継ぎや MaaS 等の活用によるサービス拡充などにより、快適で、安全・安心な公共交通の利用を目指しています。このため、公共交通の満足度を評価指標とします。



【基本方針4】生活の中で公共交通を利用するライフスタイルの普及・浸透

計画目標：市民1人当たりの公共交通利用回数の増加

基本方針4では、モビリティ・マネジメントの推進や生活の中で公共交通を利用する取り組みの展開により、過度に自家用車に依存するライフスタイルからの転換を目指しています。このため、市民1人当たりの公共交通利用回数を評価指標とします。



2. 計画の推進体制

2-1 推進体制

高岡市地域公共交通活性化推進協議会において、毎年度、計画に掲げる取り組みの実施状況の確認、効果検証や取り組みの改善案等について協議を行います。

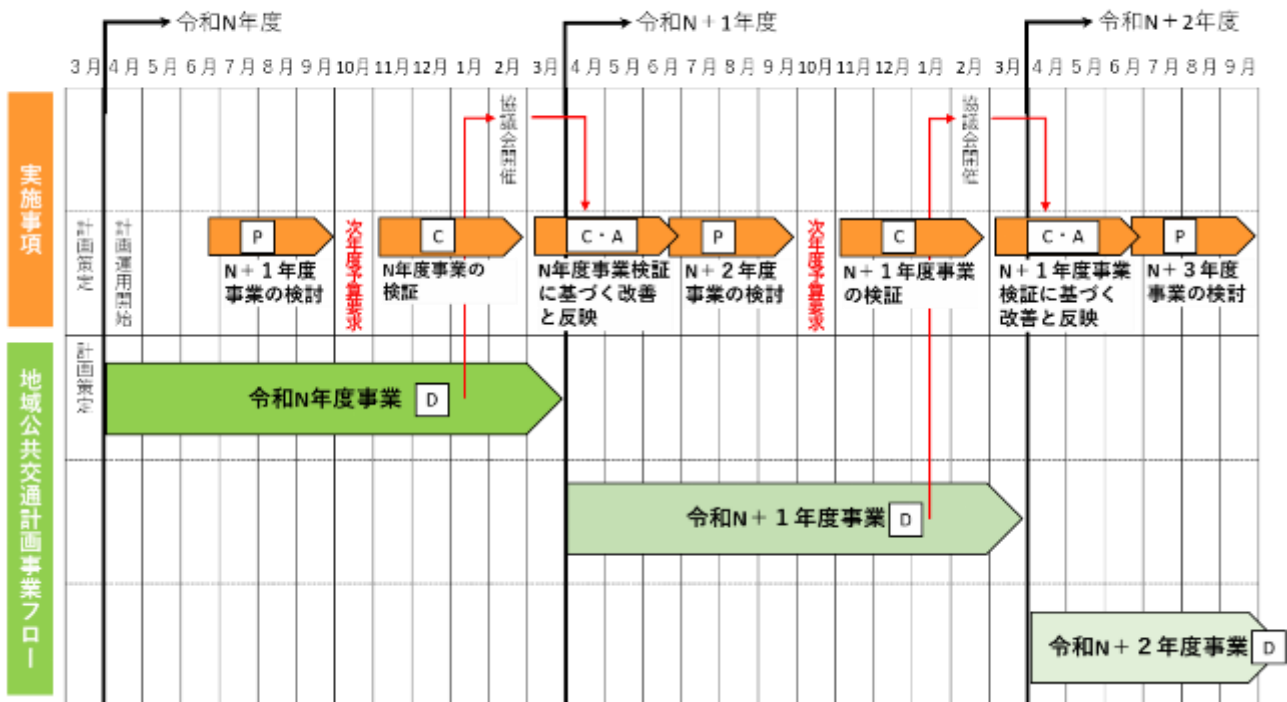
また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を実施します。

推進組織	構成員	役割
高岡市地域公共交通活性化推進協議会	交通事業者、警察、国の交通施策担当者等	本計画に位置づけた取り組みの実施状況の確認、効果検証や取り組みの改善案等について協議し、計画の進捗管理を行う。 また、必要に応じて、計画の改訂に係る協議を行う。

2-2 進捗管理手法

目標に応じた評価指標の達成状況や各方針、施策ごとの取り組みの進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）】による計画の進行管理を行います。

地域公共交通計画のPDCAサイクルのイメージ



※このほか、国の補助制度活用に伴う計画策定の協議など、必要に応じて協議会を開催する。

※上記イメージについては、国土交通省作成「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」及び「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」を参照して作成

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
高岡市	高岡交通株式会社	(1) 地域タクシー「もりまる」		守山地区		往 km 復 km	153日	283回			区域運行	①	新守山で補助対象地域 間幹線系統守山經由氷 見線と接続。及び伏木 經由氷見線各停留所と 接続	③
	中田地区コミュニティ協議会	(2) ノッカル中田		中田地区		往 km 復 km	92日	180回			区域運行	①	中田北口又は常国西で 補助対象地域間幹線系 統済生会中田団地線と 接続。	③
	高岡交通株式会社	(3) 地域タクシー「のむタク」		野村地区		往 km 復 km	231日	621回			区域運行	①	高岡自動車学校前で補 助対象地域間幹線系統 富山高岡線と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表(令和6年10月～令和7年9月)

自治体名		高岡市		事業者名		高岡交通株式会社 申請番号										(1)		運行系統名		地域タクシー「もりまる」										運行割合					
1回当たりのサービス提供時間		1.3		時間		計画運行日数		153日		計画運行回数		283回		実績運行日数		日		実績運行回数		回		計画サービス提供時間		367.90		時間		実績サービス提供時間		時間		0.00%			
		:土曜				:日曜				:祝日																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
R6年 10月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計	
	計画運行回数		2	2					2		2	2				2	2									2					2		18	18	
	実績運行回数																																0	0	
11月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		月計	累計	
	計画運行回数	2				2	2						2	2						2	2		1				2	2	2	1			22	40	
	実績運行回数																																0	0	
12月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数		1	1	1	3	1				1	1	2	1	3			1	3	3	1				1	2	1	2	2				31	71	
	実績運行回数																																0	0	
R7年 1月	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数							3	1	1	3				1	4	1	3				1	3	3	1	2			1	3	2	1	3	37	108
	実績運行回数																																0	0	
2月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				月計	累計	
	計画運行回数			1	3	1	3	1				1	1	2	3			1	1	3	3					1	1	3	2				31	139	
	実績運行回数																																0	0	
3月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計	
	計画運行回数			1	3	1	1	3			1	1	1	3	2				2			1	1				1		2				24	163	
	実績運行回数																																0	0	
4月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		月計	累計	
	計画運行回数			1	2				1	2	1					2			2							2				2			15	178	
	実績運行回数																																0	0	
5月	曜 日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数								1				1	3	1		3				3	2	2				1		2		3		22	200	
	実績運行回数																																0	0	
6月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月計	累計	
	計画運行回数					2					2	2		2				2	2						2	2							18	218	
	実績運行回数																																0	0	
7月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計	
	計画運行回数	2	2						2	2						2		2	2					2	2	2	2				2	1		25	243
	実績運行回数																																0	0	
8月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計	
	計画運行回数	2					2		2					2	2					2	2						2	2		1			19	262	
	実績運行回数																																0	0	
9月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		月計	累計	
	計画運行回数		2	2	1					2	2		2					2	2	2					2	2							21	283	
	実績運行回数																																0	0	

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること。

3. 「1回当たりのサービス提供時間」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表(令和6年10月～令和7年9月)

自治体名		高岡市		事業者名		中田地区コミュニティ協議会 申請番号										(2)		運行系統名		ノッカル中田										運行割合				
1回当たりのサービス提供時間		0.7 時間		計画運行日数		92日		計画運行回数		180回		実績運行日数		日		実績運行回数		回		計画サービス提供時間		118.80 時間		実績サービス提供時間		時間		0.00%						
		:土曜			:日曜			:祝日																										
R6年 10月	曜 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
	計画運行回数	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計
	実績運行回数									1	2						1		2					3					1		2		12	12
	実績運行回数																																0	0
11月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数						1	2				1			1	1					1					2				2		11	23	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
12月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計
	計画運行回数				2			2					1		4			2	2	3					2							18	41	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
R7年 1月	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計
	計画運行回数									1						3		1												1	1		7	48
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
2月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			月計	累計	
	計画運行回数				2			2								3				1							2					11	59	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
3月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計
	計画運行回数					2	1	2						3					2						2	2	2	2	2	2		2	24	83
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
4月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		月計	累計
	計画運行回数	4	3	2	2							2					2		2				4	3	2	2	2			2		32	115	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
5月	曜 日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計
	計画運行回数						2													1				2	2		2	1	2			12	127	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
6月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月計	累計
	計画運行回数					2	2	2	2					2	2				2									4				18	145	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
7月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計
	計画運行回数				2								2				2	2					1									9	154	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
8月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計
	計画運行回数	2																	2				3	2		2	2	2		2		17	171	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0
9月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		月計	累計
	計画運行回数				2							1		2				1							3							9	180	
	実績運行回数																															0	0	
	実績運行回数																																0	0

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ転載すること。

3. 「1回当たりのサービス提供時間」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表(令和6年10月～令和7年9月)

自治体名				高岡市		事業者名		高岡交通株式会社 申請番号										(3)		運行系統名		地域タクシー「のむタク」										運行割合					
1回当たりのサービス提供時間				0.8 時間		計画運行日数		231日		計画運行回数		621回		実績運行日数		日		実績運行回数		回		計画サービス提供時間		465.75 時間		実績サービス提供時間		時間				0.00%					
		:土曜			:日曜			:祝日																													
R6年 10月	曜 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計				
	計画運行回数	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計			
	実績運行回数		3	3	4				2	1	1	2			3	2	4	2	2			3	2	2		2			3	2	1	3	47	47			
11月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		月計	累計			
	計画運行回数	3			2	4	1	2	3				4	4	3	4			1	1	3	1	4			5	4	1	2	3		55	102				
	実績運行回数																																0	0			
12月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計			
	計画運行回数		1	3	1					2	5	4	3	6			1	3	1					2	5	4	3	6			1	3	54	156			
	実績運行回数																																0	0			
R7年 1月	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計			
	計画運行回数	3	3	4				2	1	1	2			3	2	4	2	2			3	2	2		2			3	2	1	3	3	50	206			
	実績運行回数																																0	0			
2月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				月計	累計			
	計画運行回数			2	4	1	2	3				4	4	3	4			1	1	3	1	4			5	4	1	2	3			52	258				
	実績運行回数																																0	0			
3月	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月計	累計			
	計画運行回数			1	3	1					2	5	4	3	6			1	3	1					2	5	4	3	6		1	51	309				
	実績運行回数																																0	0			
4月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		月計	累計			
	計画運行回数		3	3	4				2	1	1	2			3	2	4	2	2			3	2	2		2			3	2	1	44	353				
	実績運行回数																																0	0			
5月	曜 日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計			
	計画運行回数	3	3			2	4	1	2	3				4	4	3	4			1	1	3	1	4			5	4	1	2	3	58	411				
	実績運行回数																																0	0			
6月	曜 日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		月計	累計			
	計画運行回数		1	3	1					2	5	4	3	6			1	3	1					2	5	4	3	6			1		51	462			
	実績運行回数																																0	0			
7月	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計			
	計画運行回数	3	3	3	4				2	1	1	2			3	2	4	2	2			3	2	2		2			3	2	1	3	50	512			
	実績運行回数																																0	0			
8月	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計			
	計画運行回数	3			2	4	1	2	3				4	4	3	4			1	1	3	1	4			5	4	1	2	3		55	567				
	実績運行回数																																0	0			
9月	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		月計	累計			
	計画運行回数	1	3	1					2	5	4	3	6			1	3	1					2	5	4	3	6			1	3		54	621			
	実績運行回数																																0	0			

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2. 各月については計画回数のみ記載すること。

3. 「1回当たりのサービス提供時間」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

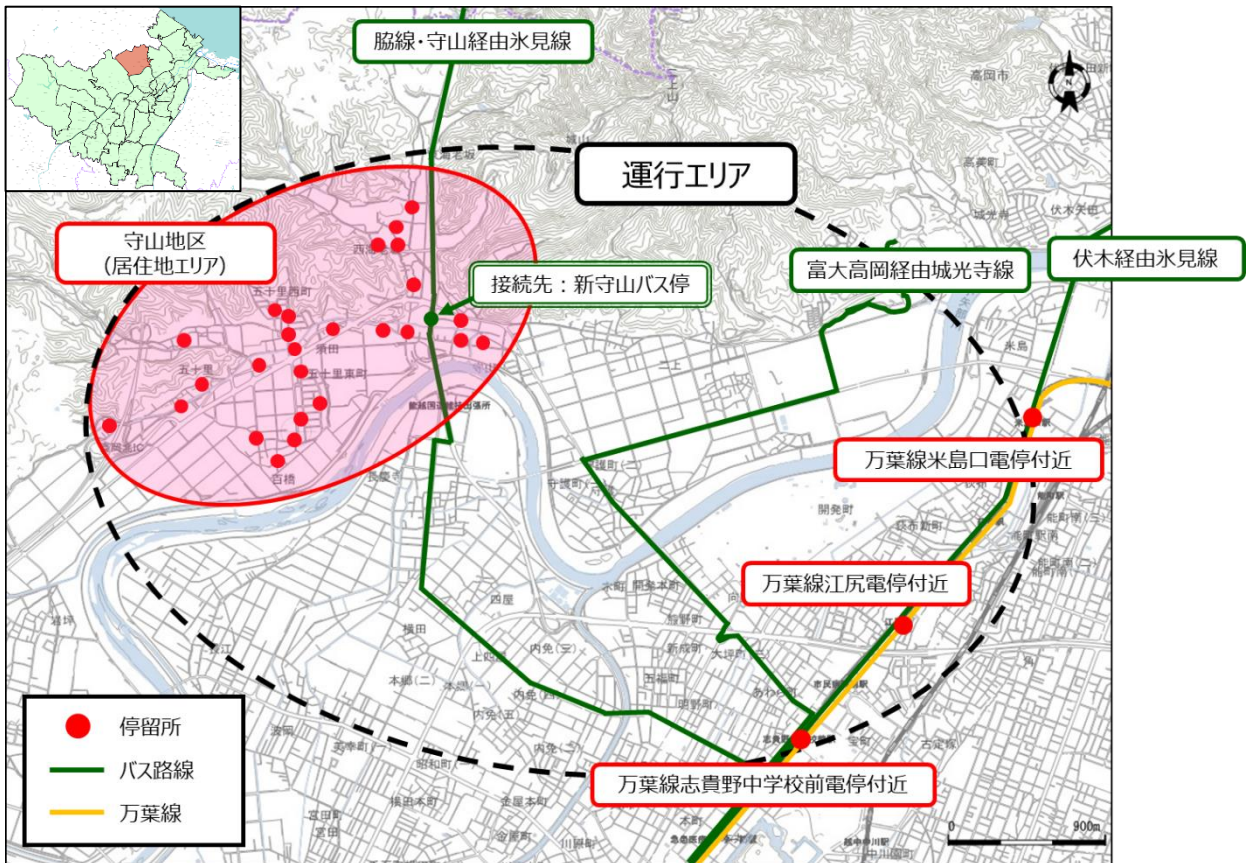
◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

表 1 添付書類

守山地区：地域タクシー「もりまる」

○運行予定系統を示した地図



○運行ダイヤ

運行便 1 月曜日～金曜日運行便（週 5 回）

【往路】

運行日	乗車場所(始発)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	降車場所(目的地)
	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	到着予定時刻
月曜日～ 金曜日	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）					万葉線電停 志貴野中学校前
	7:30	—	—	—	—	8:00

【復路】

運行日	乗車場所(始発)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	降車場所(目的地)
	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	到着予定時刻
月曜日～ 金曜日	万葉線電停 志貴野中学校前	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）				
	17:30	—	—	—	—	18:00

運行便 2 火曜日・水曜日・木曜日・金曜日運行便（週 4 回）

【往路】

運行日	乗車場所(始発)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	降車場所(目的地)
	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	到着予定時刻
火曜日～ 金曜日	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）					万葉線電停 米島口
	10:00	—	—	—	—	10:30
火曜日～ 金曜日	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）					万葉線電停 江尻
	10:00	—	—	—	—	10:30

【復路】

運行日	乗車場所(始発)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	降車場所(目的地)
	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	到着予定時刻
火曜日～ 金曜日	万葉線電停 米島口	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）				
	11:30	—	—	—	—	12:00
火曜日～ 金曜日	万葉線電停 江尻	予約状況により決定（地区内26か所の乗降車場所）				
	11:30	—	—	—	—	12:00

○運行日

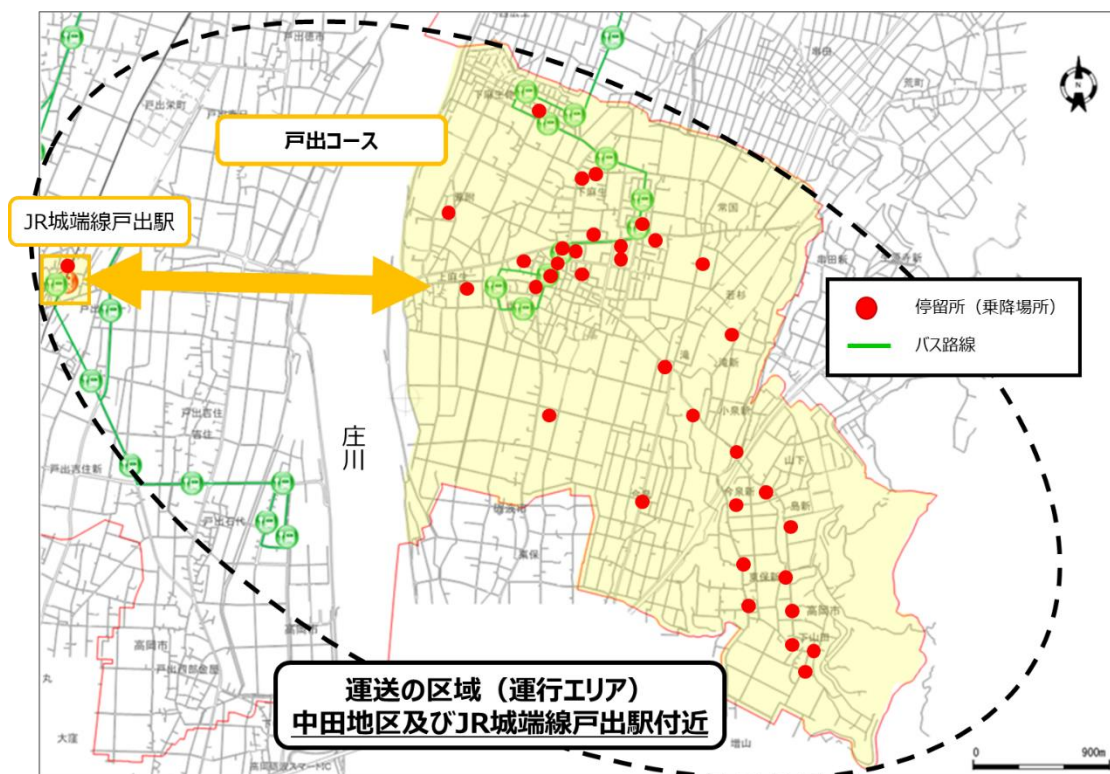
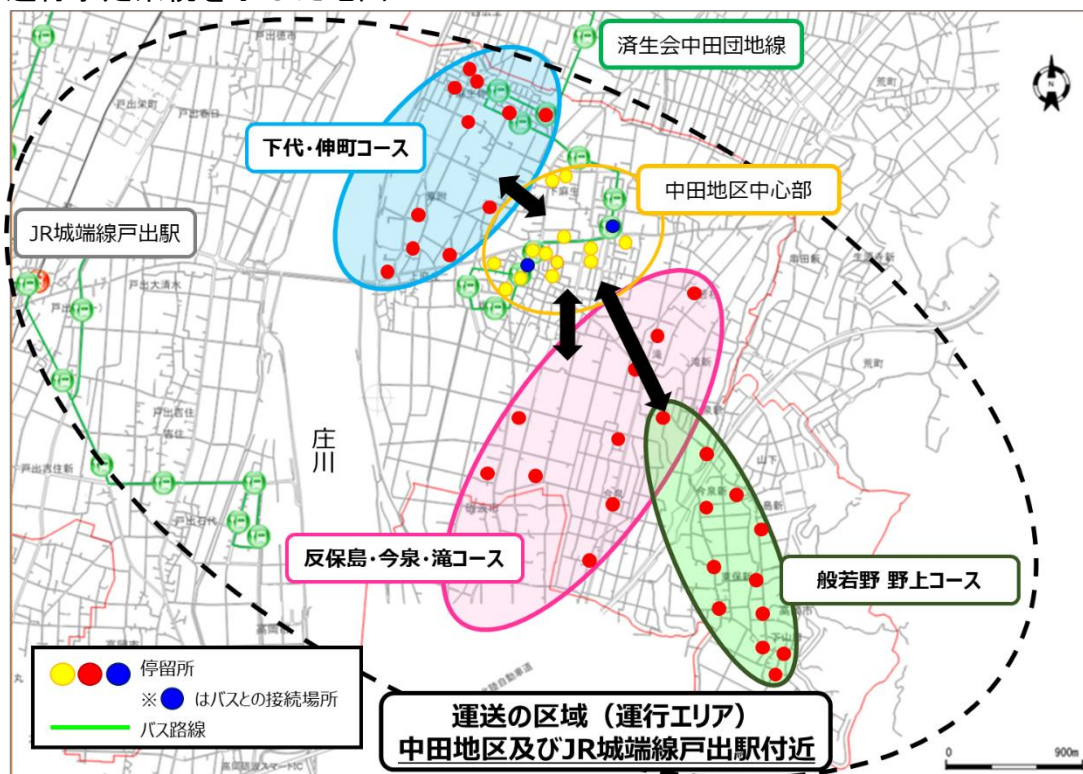
年始（1/1～1/3）を除く週 5 日（月曜日～金曜日）※予約のあった便のみ運行

○予約方法について

予約は、利用する便の前日午後 5 時までにを行うこととする。

中田地区：事業者協力型自家用有償旅客運送「ノッカル中田」

○運行予定系統を示した地図



○運行ダイヤ、運行日、予約方法等

般若野 野上

ノッカル中田 時刻表

2024年6月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

街ゆき
→ 住所からの出発時間

月	火	水	木	金	土	日
8:50	8:50	8:50	8:50	8:50	8:50	8:50
9:40	9:40	9:40	9:40	9:40	9:40	9:40
10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00
11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	-	-
12:00	12:00	12:00	12:00	12:00	12:00	12:00

地区もどり
← 地区からの出発時間

月	火	水	木	金	土	日
9:30	9:30	9:30	9:30	9:30	9:30	9:30
10:30	10:30	10:30	10:30	10:30	10:30	10:30
11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00
12:00	12:00	12:00	12:00	12:00	-	-
12:30	12:30	12:30	12:30	12:30	12:30	12:30
13:30	13:30	13:30	13:30	13:30	13:30	13:30

般若野 野上

ノッカル中田 時刻表

2024年6月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

■ 片道乗車料金: 1人 乗車券 1枚 (500円分) ■ 乗車予約は 前日17時まで
 ■ 乗車予約・お問い合わせはこちら
 〈平 日〉 **0766-36-1135** (中田地区コミュニティ協議会)
 〈土日祝〉 090-3154-0880 (道谷携帯)

戸出

ノッカル中田 時刻表

2023年7月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

戸出ゆき
→ 中田からの出発時間

月	火	水	木	金	土	日
8:40	8:40	8:40	8:40	8:40	8:40	8:40
13:20	13:20	13:20	13:20	13:20	13:20	-
15:20	15:20	15:20	15:20	15:20	-	-
16:20	16:20	16:20	16:20	16:20	-	16:20

中田もどり
← 戸出からの出発時間

月	火	水	木	金	土	日
9:25	9:25	9:25	9:25	9:25	9:25	9:25
14:10	14:10	14:10	14:10	14:10	14:10	-
16:10	16:10	16:10	16:10	16:10	-	-
17:10	17:10	17:10	17:10	17:10	-	17:10

戸出

ノッカル中田 時刻表

2023年7月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

■ 片道乗車料金: 1人 乗車券 1枚 (500円分) ■ 乗車予約は 前日17時まで
 ■ 乗車予約・お問い合わせはこちら
 〈平 日〉 **0766-36-1135** (中田地区コミュニティ協議会)
 〈土日祝〉 090-3154-0880 (道谷携帯)

下代・伸町

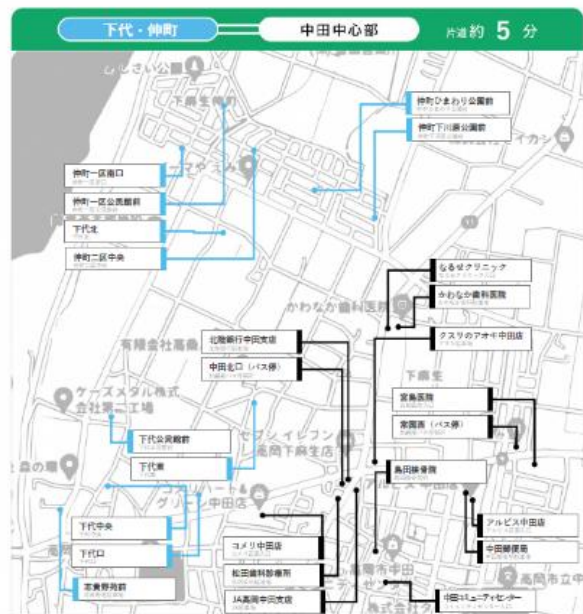


ノッカル中田 時刻表

2023年9月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

街ゆき → 地区からの出発時間	月	火	水	木	金	土	日
	-	-	10:00	-	-	10:00	10:00
地区もどり ← 街からの出発時間	月	火	水	木	金	土	日
	-	-	-	-	-	10:10	10:10
	-	-	11:00	-	-	11:00	11:00
	-	-	12:00	-	-	-	-



■ 片道乗車料金: 1人 乗車券 1枚 (500円分) ■ 乗車予約は 前日17時まで

■ 乗車予約・お問い合わせはこちら

〈平日〉0766-36-1135 (中田地区コミュニティ協議会)

〈土日祝〉090-3154-0880 (道谷携帯)

反保島・今泉・滝

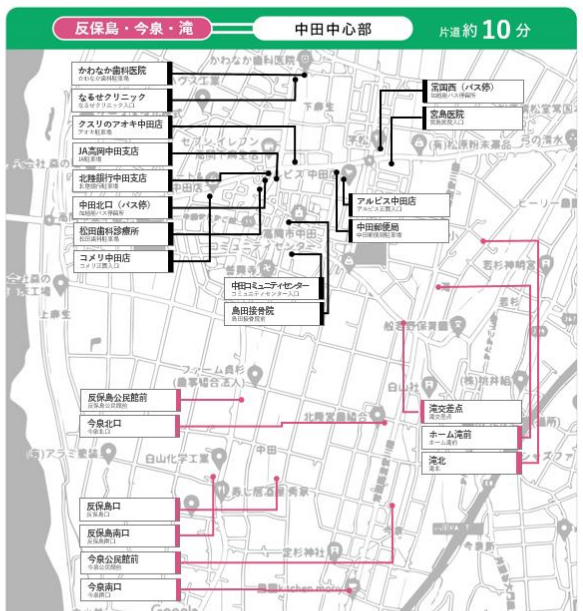


ノッカル中田 時刻表

2024年6月改訂

ドライバーの都合により運休となる場合があります

街ゆき → 地区からの出発時間	月	火	水	木	金	土	日
	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	-	-
	-	15:00	-	-	15:00	-	-
地区もどり ← 街からの出発時間	月	火	水	木	金	土	日
	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	-	-
	-	16:00	-	-	16:00	-	-



■ 片道乗車料金: 1人 乗車券 1枚 (500円分) ■ 乗車予約は 前日17時まで

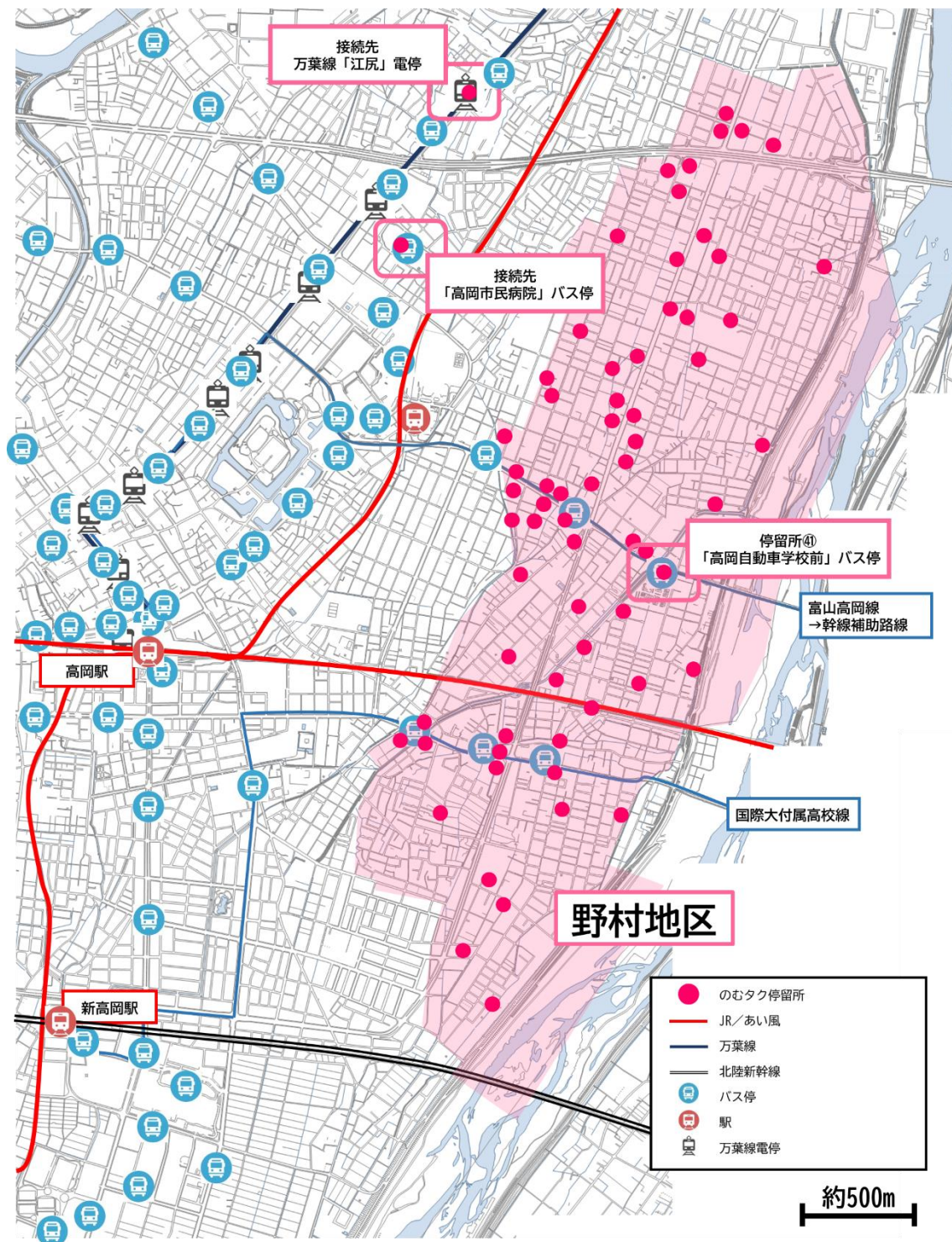
■ 乗車予約・お問い合わせはこちら

〈平日〉0766-36-1135 (中田地区コミュニティ協議会)

〈土日祝〉090-3154-0880 (道谷携帯)

野村地区：地域タクシー「のむタク」

○運行予定系統を示した地図



○運行ダイヤ

運行日	富山地方鉄道バス 富山高岡線への接続	乗車場所(始発)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	乗車場所(経由)	降車場所(目的地)	富山地方鉄道バス 富山高岡線への接続	
		発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	到着予定時刻		
月曜日～ 金曜日	富山方面から7:50着 高岡方面から7:52着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ8:40発 富山方面へ8:37発
		8:00	—	—	—	8:30		
	富山方面から10:14着 高岡方面から10:07着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ11:14発 富山方面へ10:57発
		10:20	—	—	—	10:50		
	富山方面から11:14着 高岡方面から10:57着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ12:14発 富山方面へ11:57発
		11:20	—	—	—	11:50		
	富山方面から12:14着 高岡方面から11:57着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ13:14発 富山方面へ12:57発
		12:20	—	—	—	12:50		
	富山方面から13:14着 高岡方面から12:57着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ14:14発 富山方面へ13:57発
		13:20	—	—	—	13:50		
	富山方面から14:14着 高岡方面から13:57着	富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	予約状況により決定（66か所の乗降車場所）				富山地鉄バス 「高岡自動車学校前」	高岡方面へ15:14発 富山方面へ14:57発
		14:20	—	—	—	14:50		

○運行日

年始（1/1～1/3）を除く週5日（月曜日～金曜日）※予約のあった便のみ運行

○予約方法について

予約は、利用する便の前日午後5時までに行うこととする。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	高岡市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	82,679
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
高岡市地域公共交通計画	令和6年3月26日	—

(1)記載要領

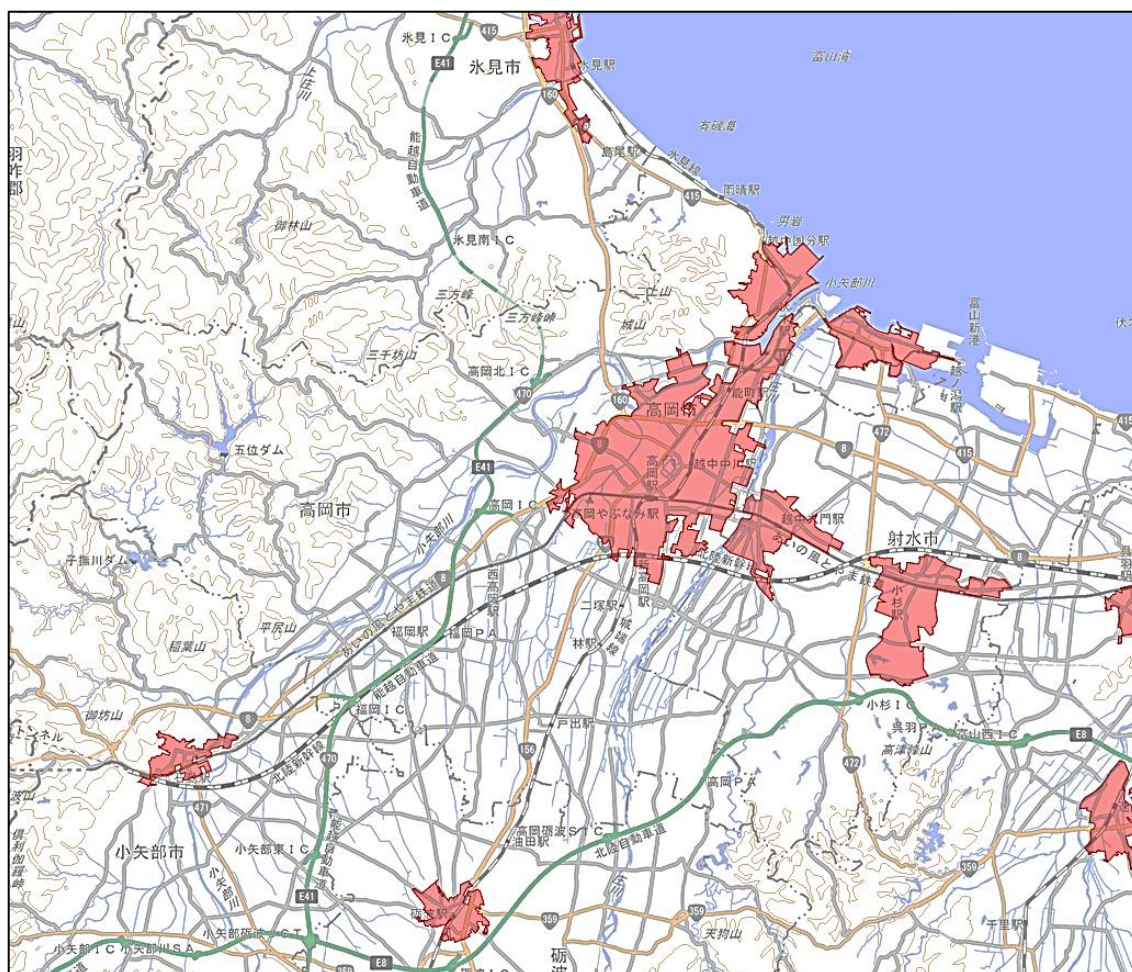
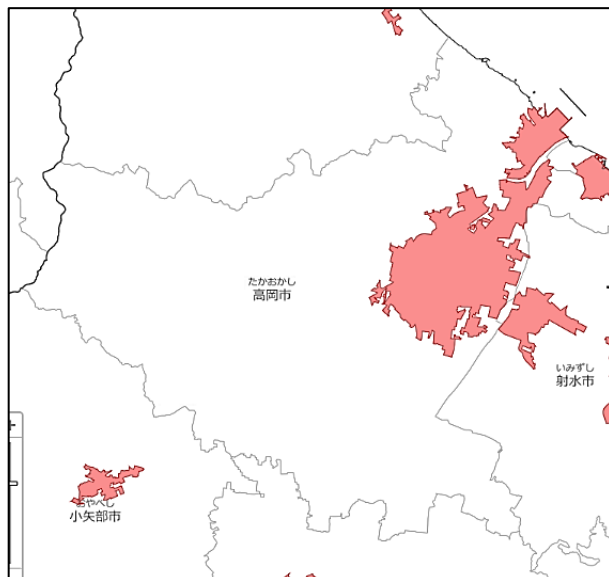
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 5 (2) 添付書類

高岡市における人口集中地区以外の地区がわかる地図（※赤色範囲が人口集中地区）



国土地理院ウェブサイト (<http://maps.gsi.go.jp/>) を加工して作成